

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

宮代町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業宮代公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和六十年十月二十九日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

昭和六十年埼玉県告示第千六百五十一号、平成三年埼玉県告示第四百五十六号、平成五年埼玉県告示第四百四十二号、平成九年埼玉県告示第千四百六十四号、平成十三年埼玉県告示第五十号、平成十五年埼玉県告示七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第七百三十七号の事業地のうち宮代町大字和戸及び大字国納地内の事業地を変更する。

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし